

一般貸切旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について … 2

令和8年7月14日

一般貸切旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

埼玉運輸支局
自動車運送事業監査室

(1) 行政処分等の年月日	令和8年7月14日
(2) 事業者の氏名又は名称	株式会社中央観光（法人番号：3090001007974） 代表者 和田 恵敬
(3) 事業者及び当該行政処分等に係る営業所の所在地	（事業者） 山梨県大月市猿橋町猿橋1210-2 （東京営業所） 埼玉県川口市江戸1-6-1
(4) 行政処分等の内容	文 書 警 告
(5) 主な違反の条項	旅客自動車運送事業運輸規則第7条の2第1項
(6) 違反行為の概要	令和8年4月21日及び令和8年5月13日、定期的な監査を実施。2件の違反が認められた。(1)運送引受書の記載事項の不備(旅客自動車運送事業運輸規則(以下「運輸規則」)第7条の2第1項)、(2)運行指示書の記載事項の不備(運輸規則第28条の2第1項)
(7) 違反点数付与状況	当該行政処分により当該営業所に付された違反点数 0点 当該事業者の累積点数 0点

注 違反点数については過去3年間の処分を累計していますが、一定の要件を満たすことにより点数が消滅することがあります。（一般貸切旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について2.（4）但し書き参照）

令和8年7月14日

一般貸切旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

埼玉運輸支局
自動車運送事業監査室

(1) 行政処分等の年月日	令和8年7月14日
(2) 事業者の氏名又は名称	中田商会株式会社（法人番号：4030001031888） 代表者 中田 盛夫
(3) 事業者及び当該行政処分等に係る営業所の所在地	(事業者) 埼玉県幸手市権現堂148-1 (本社営業所) 埼玉県幸手市権現堂148-1
(4) 行政処分等の内容	文 書 警 告
(5) 主な違反の条項	旅客自動車運送事業運輸規則第7条の2第1項
(6) 違反行為の概要	令和8年5月19日、定期的な監査を実施。2件の違反が認められた。(1) 運送引受書の記載事項の不備(旅客自動車運送事業運輸規則(以下「運輸規則」)第7条の2第1項)、(2) 業務の記録の記録事項の不備(運輸規則第25条第2項)
(7) 違反点数付与状況	当該行政処分により当該営業所に付された違反点数 0点 当該事業者の累積点数 5点

注 違反点数については過去3年間の処分を累計していますが、一定の要件を満たすことにより点数が消滅することがあります。(一般貸切旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について2.(4)但し書き参照)

令和8年7月14日

一般貸切旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

埼玉運輸支局
自動車運送事業監査室

(1) 行政処分等の年月日	令和8年7月14日
(2) 事業者の氏名又は名称	有限会社関口商店（法人番号：7030002121966） 代表者 関口 正明
(3) 事業者及び当該行政処分等に係る営業所の所在地	（事業者） 埼玉県秩父郡小鹿野町大字小鹿野1806-2 （本社営業所） 埼玉県秩父郡小鹿野町大字小鹿野1806-2
(4) 行政処分等の内容	処分日車数20日車のため、一般貸切旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準3. (6)により文書警告
(5) 主な違反の条項	旅客自動車運送事業運輸規則第38条第2項
(6) 違反行為の概要	令和8年5月25日、定期的な監査を実施。1件の違反が認められた。(1)初任運転者に対する適性診断受診義務違反(旅客自動車運送事業運輸規則(以下「運輸規則」)第38条第2項)
(7) 違反点数付与状況	当該行政処分により当該営業所に付された違反点数 2点 当該事業者の累積点数 2点

注 違反点数については過去3年間の処分を累計していますが、一定の要件を満たすことにより点数が消滅することがあります。（一般貸切旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について2. (4)但し書き参照）